

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十七号

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一条例別表第一第六号の規則で定める事務の項中「条例別表第二教育委員会の項第二号の規則で定める事務の項」を「別表第二条例別表第二教育委員会の項第二号の規則で定める事務の項」に改め、同表条例別表第一第八号の規則で定める事務の項第二号中「条例別表第二教育委員会の項第三号の規則で定める事務の項」を「別表第二条例別表第二教育委員会の項第三号の規則で定める事務の項」に改め、同表条例別表第一第九号の規則で定める事務の項中「この項」の下に「及び条例別表第一第十号の規則で定める事務の項第二号」を、「限る。」の下に「をいう。」を加え、同項の次に次のように加える。

条例別表第一第十号の規則で定める事務	一 奈良県内の私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 前号の認定を受けた生徒の保護者等（保護者及び当該生徒（保護者がいない者に限るものとし、当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者とする。）をいう。別表第二条例別表第二教育委員会の項第四号の規則で定める事務の項第二号において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
--------------------	---

別表第一条例別表第一第十号の規則で定める事務の項中「別表第一第十号」を「別表

第一第十一号」に改め、同表条例別表第一第十一号の規則で定める事務の項中「別表第一第十一号」を「別表第一第十二号」に改め、同表条例別表第一第十二号の規則で定める事務の項中「別表第一第十二号」を「別表第一第十三号」に改め、同表条例別表第一第十三号の規則で定める事務の項中「別表第一第十三号」を「別表第一第十四号」に改め、同表条例別表第一第十四号の規則で定める事務の項中「別表第一第十五号」に改め、同表条例別表第一第十五号の規則で定める事務の項中「別表第一第十六号」に改め、同表条例別表第一第十六号の規則で定める事務の項中「別表第一第十六号」を「別表第一第十七号」に改め、同表条例別表第一第十七号の規則で定める事務の項中「別表第一第十七号」を「別表第一第十八号」に改め、同表条例別表第一第十八号の規則で定める事務の項中「別表第一第十九号」を「別表第一第二十号」に改め、同表条例別表第一第二十号の規則で定める事務の項中「別表第一第十九号」を「別表第一第二十号」に改め、同表条例別表第一第二十号の規則で定める事務の項中「別表第一第二十号」を「別表第一第二十一号」に改め、同表条例別表第一第二十一号の規則で定める事務の項中「別表第一第二十一号」を「別表第一第二十二号」に改め、同表条例別表第一第二十二号の規則で定める事務の項中「別表第一第二十二号」を「別表第一第二十三号」に改める。

別表第二条例別表第二教育委員会の項第三号の規則で定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第二教育委員会の項第四号の規則で定める事務	一 奈良県内の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 前号の認定を受けた生徒の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
----------------------------------	---

別表第二条例別表第二教育委員会の項第四号の規則で定める事務の項中「別表第二教育委員会の項第四号」を「別表第二教育委員会の項第五号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。